

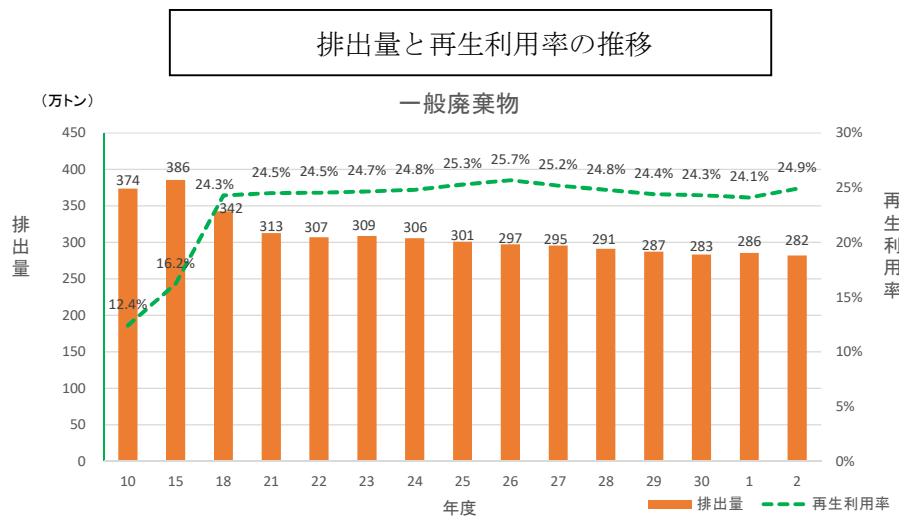
1 計画の概要

- (1) 計画期間 2012(平成 24)年度から 2023(令和 5)年度までの 12 年間
 ※計画策定時点においては 2021(令和 3)年度までの 10 年間の計画としていたが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う社会状況等の変化を考慮し、計画期間を 2 年間延長し、2023(令和 5)年度までとした。
- (2) 根 拠 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 5 条の 5
- (3) 基本理念 「廃棄物ゼロ社会」

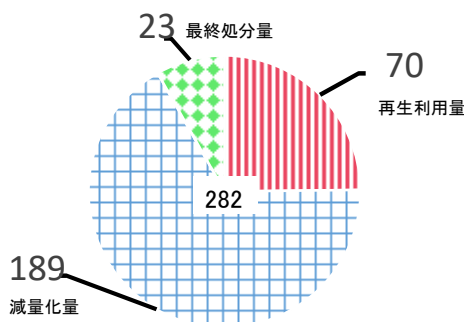
2 廃棄物の現状

2-1 一般廃棄物の現状 (2020(令和 2)年度実績)

- ・排出量：282 万トン (前年度比△ 4 万トン)
 ⇒新型コロナウイルス感染症の影響もあり、事業系一般廃棄物が減少したため。
- ・減量化量：189 万トン (前年度比△ 4 万トン)
 ⇒ごみの排出量が減少したため。
- ・最終処分量：23 万トン (前年度比△ 1 万トン)
- ・再生利用量：70 万トン (前年度比+ 1 万トン)
- ・再生利用率：24.9% (前年度比+0.8 ポイント)
 ⇒再生利用量が増加したため。

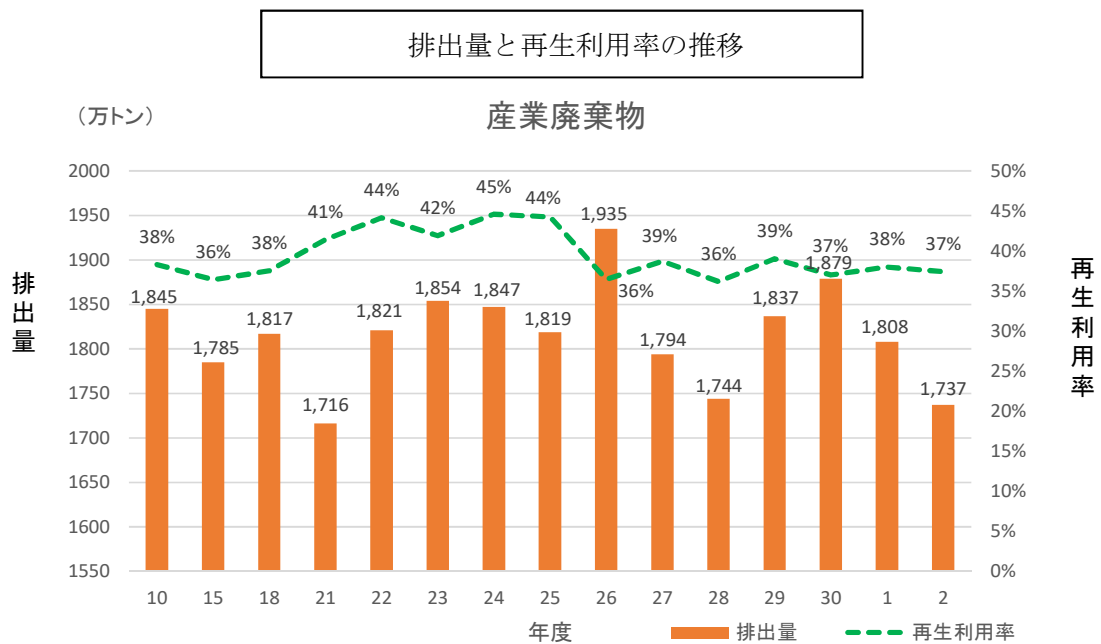


令和 2 年度の排出量の内訳

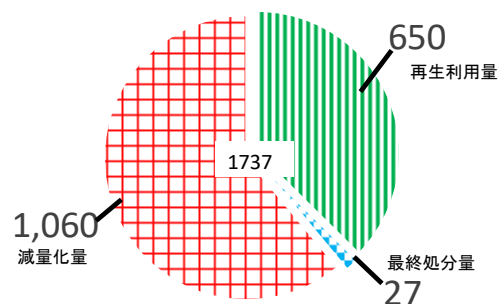


2-2 産業廃棄物の現状（2020（令和2）年度実績）

- ・排出量：1,737万トン（前年度比△71万トン）
⇒主に「建設業」の「がれき類」及び「電気・水道業」の「汚泥」の排出量が減少したため。
- ・減量化量：1,060万トン（前年度比△29万トン）
⇒主に「電気・水道業」及び「鋳業」の「汚泥」の減量化量が減少したため。
- ・最終処分量：27万トン（前年度比△1万トン）
⇒主に「建設業」の「ガラス陶磁器くず」の最終処分量が減少したため。
- ・再生利用量：650万トン（前年度比△41万トン）
- ・再生利用率：37%（前年度比△1ポイント）
⇒主に「建設業」における「汚泥」の再生利用率が減少したため。



令和2年度の排出量の内訳



3 計画目標と現状

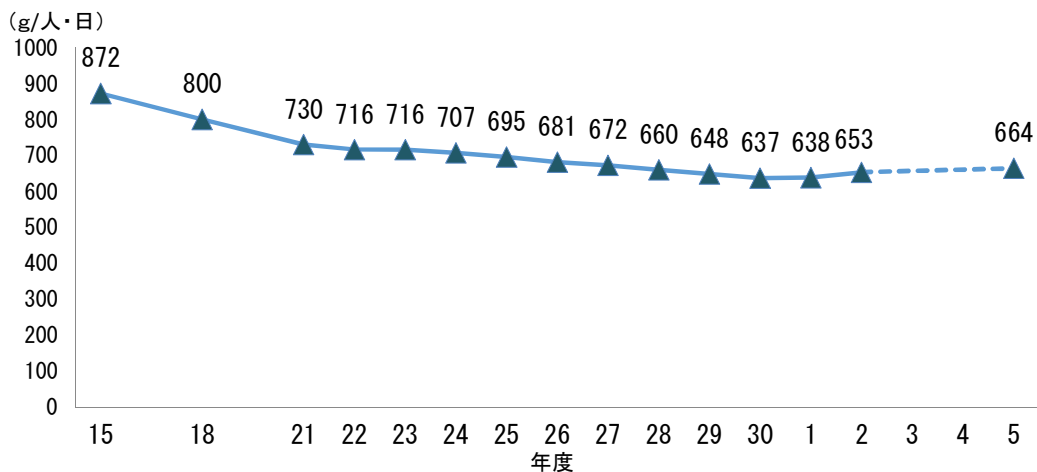
(目標1) 生活系ごみ1人1日当たりの排出量

<2023(令和5)年度目標値>664 g/人・日

県民一人ひとりの行動目標となるように、生活系ごみ1人1日当たりの排出量を目標として設定しました。

2020(令和2)年度実績は 653 g/人・日 で、前年度よりも14 g/人・日増加したものの、目標値を達成しています。

これは、市町村による住民への排出抑制等の取組などにより、家庭から出るごみの減量化等の取組が進んでいることによるものと考えられます。



グラフ1 生活系ごみ1人1日当たりの排出量

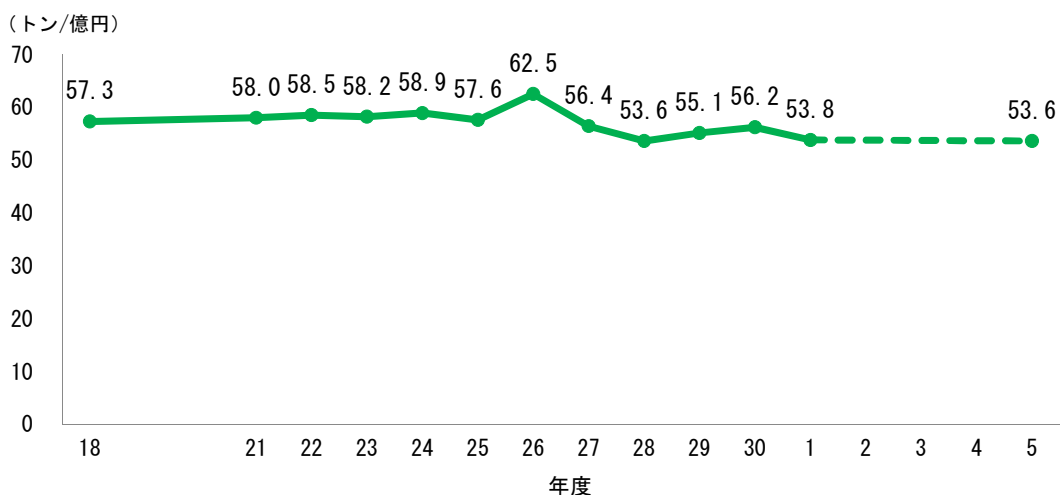
(目標2) 事業活動による廃棄物の県内GDP(県内総生産)当たりの排出量

<2023(令和5)年度目標値>53.6 トン/億円

景気動向や物価変動に左右されない目標となるように、事業活動による廃棄物の県内GDP当たりの排出量を目標として設定しました。

2019(令和元)年度実績は 53.8 トン/億円 で、前年度よりも2.4 トン/億円減少しています。

これは、事業系ごみのうち産業廃棄物の排出量の減少によるものです。



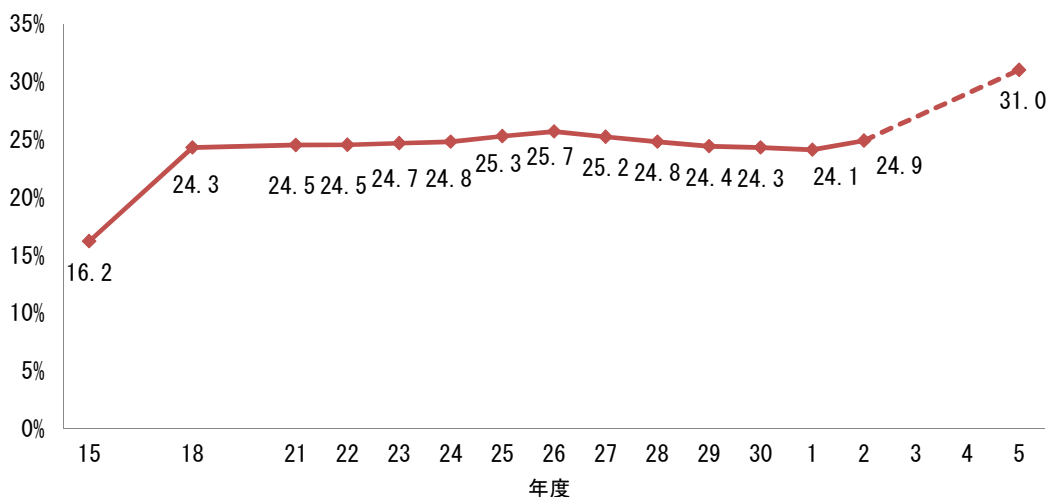
グラフ2 事業活動による廃棄物の県内GDP当たりの排出量

(目標3) 一般廃棄物の再生利用率

<2023(令和5)年度目標値>31%

一般廃棄物の再生利用率が伸び悩んでいることから、一般廃棄物の再生利用率を目標として設定しました。

2020(令和2)年度実績は24.9%で、前年度よりも0.8ポイント上昇しています。これは、全体的に資源物の収集量が増加したことによるものです。



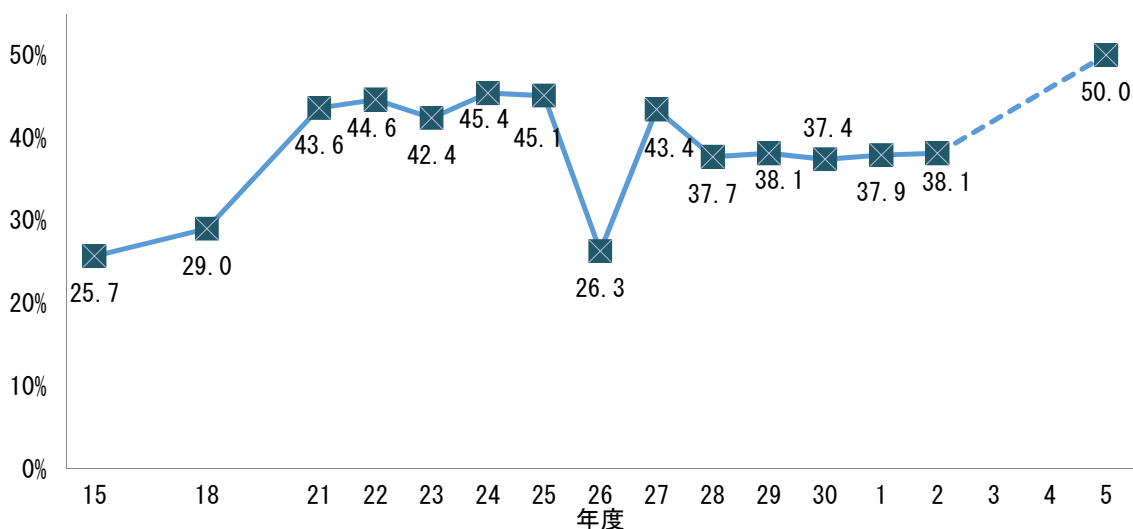
グラフ3 一般廃棄物の再生利用率

(目標4) 製造業における産業廃棄物の再生利用率

<2023(令和5)年度目標値>50%

県内の製造業における産業廃棄物の再生利用率は、建設業と比べると低い状況であることから、製造業における産業廃棄物の再生利用率を目標として設定しました。

2020(令和2)年度実績は38.1%で、前年度よりも0.2ポイント増加しています。なお、製造業における産業廃棄物の再生利用率は、産業廃棄物発生量のうち約6割を占める汚泥の発生量に大きく影響されます。



グラフ4 製造業における産業廃棄物の再生利用率

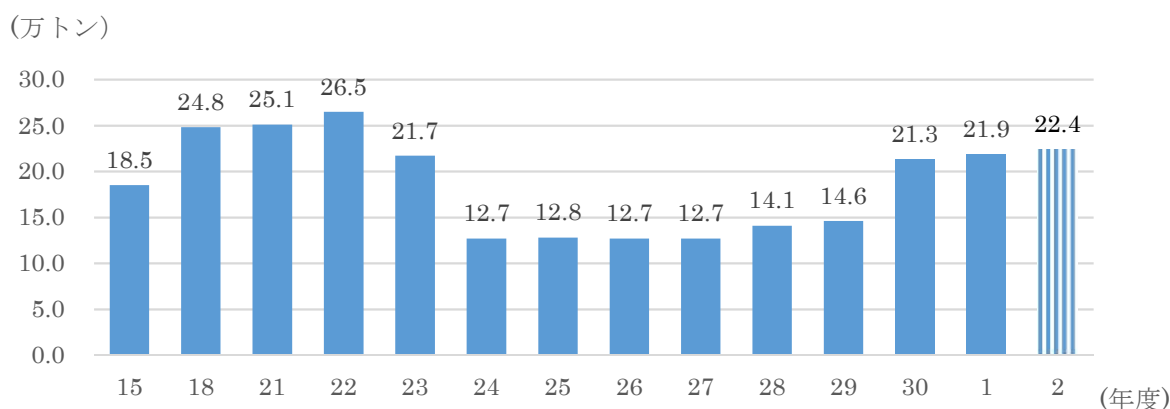
(目標5) 不法投棄等残存量

＜目標＞前年度より減少

県内の不法投棄等のほとんどを占めている建設廃棄物は今後とも高い水準で排出されることが想定されることから、不法投棄等の残存量を、毎年前年度より減少させることを目標として設定しました。

2020年(令和2)年度実績は約22.4万トンで前年度より約0.5万トン増加しています。

これは、既存事案について、行為者が所在不明となったり、資金不足を理由に大幅な改善が進まなかったりしていることに加え、一部撤去に伴い不法投棄量を再計測したこと、新たな事案が発生したことによるものです。



グラフ5 不法投棄等残存量

4 具体的な施策の展開

「廃棄物ゼロ社会」を目指して、「資源循環の推進」、「適正処理の推進」及び「災害廃棄物対策」の3つの施策に取り組んでいます。

(1) 資源循環の推進

ア 一般廃棄物の排出抑制、再使用、再生利用の推進

一般廃棄物の3Rの推進のため、県民への普及啓発や事業者への支援、市町村と連携した取組を実施しています。

【2021(令和3)年度の主な取組実績】

- ・「かながわプラごみゼロ宣言」に賛同し、プラごみゼロに向けた具体的な行動に取り組む企業・団体・学校を募集：賛同数2,076(企業1,956、団体108、学校12)
- ・2020年7月に「神奈川県レジ袋削減実行委員会」を改組して設立した「神奈川県ワンウェイプラ削減実行委員会」(155事業者・団体で構成)の、各構成員のワンウェイプラ削減事例に関する情報を発信

イ 産業廃棄物の排出抑制、再使用、再生利用の推進

産業廃棄物の3Rの推進のため、廃棄物処理法に規定する政令市と連携して、事業者による生産工程等での自主的な排出抑制や再使用、再生利用などの取組を促進しています。

【2021（令和3）年度の主な取組実績】

- ・廃棄物自主管理事業の推進 参加事業者数：941 事業者
- ・かながわりサイクル製品の認定：21 製品

(2) 適正処理の推進

ア 廃棄物の適正処理の推進

排出事業者及び処理業者に対して、産業廃棄物の適正な保管や処理について指導を行うとともに、関係団体と連携して有料な廃棄物処理事業者の育成・支援を行っています。

また、アスベスト等有害物質を含む廃棄物等の適正処理を促進しています。

【2021（令和3）年度の主な取組実績】

- ・排出事業者及び処理業者への立入検査の実施：排出事業者 329 件、処理業者 186 件
- ・かながわ環境整備センターの産業廃棄物受入量：18,095 トン

イ PCB廃棄物の確実な処理

2017（平成29）年3月に神奈川県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画（以下、県PCB廃棄物処理計画）を変更し、県内事業者のPCB廃棄物等について、同計画に基づき変圧器・コンデンサーは令和4年3月まで、安定器は令和5年3月までの期限内処理を進めています。

また、県保有のPCB廃棄物について、同様に期限内処理を進めています。

【2021（令和3）年度の主な取組実績】

- ・PCB使用安定器の掘り起こし調査の実施：進捗率 98.0%
- ・高濃度PCB廃棄物の処理（県全体）：変圧器類 30 台、コンデンサー類 2,499 台、安定器等 236.5 トン処理（実績値には、「類」「等」として類似機器等を含む。）
（参考）県内の高濃度PCB廃棄物保管状況（令和2年度末現在）
：変圧器 127 台、コンデンサー 3,016 台、安定器 251,858 台

ウ 不法投棄・不適正保管の未然防止対策の推進

不法投棄を許さない地域環境づくりをめざし、県民、事業者、市町村等と連携・協力した取組や監視活動を行うとともに、不適正処理事案に対して厳正に対応しています。

【2021（令和3）年度の主な取組実績】

- ・市町村との合同パトロールの実施：28 回
- ・非常勤職員（県警OB）による監視パトロール：298 回
- ・ドローンによるスカイパトロール：138 回
- ・音声発信機能付きドローンによる広報活動：86 回
- ・警備業者への委託によるパトロール：52 回
- ・監視カメラによる監視

エ 海岸美化等の推進

神奈川県海岸漂着物対策地域計画に基づき、県、沿岸 13 市町及び公益財団法人かながわ海岸美化財団が連携・協力し、海岸清掃事業や美化啓発活動を推進しています。

【2021（令和 3）年度の主な取組実績】

- ・公益財団法人かながわ海岸美化財団による海岸清掃事業の実施：清掃回数 3,094 回、回収量 1,839 トン

(3) 災害廃棄物対策

2017(平成 29)年 3 月に、神奈川県災害廃棄物処理計画を策定しました。

大規模災害が発生した場合に大量の廃棄物の発生が想定されることから、同計画に基づき、平時から必要な処理体制の構築を進めるとともに、発災時には、災害廃棄物の適正処理と循環的利用を確保した上で、市町村や関係機関と連携し、円滑・迅速な処理を行います。

【2021（令和 3）年度の主な取組実績】

- ・県災害廃棄物処理業務マニュアルを改訂し、市町村や関係団体への周知
- ・国事業を活用した市町村災害廃棄物処理計画の検証・充実のための図上演習の実施

5 まとめ（自己評価）

2017（平成 29）年 3 月に改訂した神奈川県循環型社会づくり計画に基づき、プラごみに係る取組をはじめ廃棄物の 3 R の取組を推進しました。また、PCB 廃棄物の計画的処理や不法投棄対策に取り組みました。

今後は、神奈川県循環型社会づくり計画の施策の柱である「資源循環の推進」、「適正処理の推進」、「災害廃棄物対策」に引き続き取り組むとともに、近年、社会的に大きな課題となっている「食品ロス削減」や「プラごみ削減」についても、現状を十分把握しながら、神奈川県食品ロス削減推進計画や「かながわプラごみゼロ宣言アクションプログラム」及び令和 4 年度に策定予定である「神奈川県プラスチック資源循環推進等計画」に基づき、市町村、企業、団体等とも連携し、取組を進めていきます。